

## 益城町総合運動公園ネーミングライツ・パートナー募集要項

### 1 募集目的

益城町では、民間事業者との協働の下に、町有施設を有効に活用し、新たな歳入の確保と施設のサービスの維持・向上（新たな事業の創出や施設の維持管理費の確保等）を図ることを目的として、町有施設の命名権者（以下、「ネーミングライツ・パートナー」といいます。）を以下のとおり募集します。

### 2 対象施設

- (1) 施設名称 益城町総合運動公園  
(益城町総合体育館、益城町陸上競技場、益城町総合運動公園テニスコート)
- (2) 所在地 熊本県上益城郡益城町木山236番地
- (3) 施設概要 別添「益城町総合運動公園施設概要」を御覧ください。

### 3 募集概要

- (1) 命名権の対象  
「益城町総合運動公園」の愛称、及び公園内に設置されている「益城町総合体育館」、  
「益城町陸上競技場」、「益城町総合運動公園テニスコート」の愛称
- (2) 命名条件
  - ① 町民が親しみやすい愛称で、町内に所在すること及び施設の設置目的をイメージできるものとしてください。
  - ② 4施設の愛称は統一的なものとしてください。なお、対象施設のうち「益城町総合運動公園」及び「益城町総合体育館」の愛称については、今回の申込時の提案が必須となります、「益城町陸上競技場」及び「益城町総合運動公園テニスコート」の愛称については、今回の申込時にご提案いただいても構いませんし、ネーミングライツ・パートナーとなった後に町との協議により決定することも可能です。
  - ③ 利用者の混乱を避けるため、契約期間内の愛称の変更はできないものとします。
  - ④ 愛称の使用開始から一定の期間（1年間程度）は、条例上の施設名称をカッコ書きにして愛称に併記する場合があります。

#### (3) 契約期間

5年間を希望

※ただし、5年以上の契約期間を希望される場合も申込は可能です。提案のあった契約期間や命名権料をはじめとする各審査項目を総合的に勘案し、ネーミングライツ・パートナーを決定します。

※契約の更新を希望する場合、優先交渉権があります。

#### (4) 命名権料

1年間当たり3,000千円以上を希望（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※ただし、3,000千円未満を希望される場合も申込は可能です。提案のあった契約期間や命名権料をはじめとする各審査項目を総合的に勘案し、ネーミングライツ・パートナーを決定します。

※命名権料は、益城町のスポーツ振興と健康増進、施設の維持管理を図るために要する経費に充てます。なお、具体的な内容については、ネーミングライツ・パートナーと協議を行った上で決定し、公表します。

※ネーミングライツ・パートナーは、毎年度4月1日から4月30日までの間に、当該年度分の命名権料を益城町に納付していただきます。

ただし、年度途中に契約した場合、契約開始月の末日が最初の納入期限となります。

#### (5) 愛称の使用開始予定時期

ネーミングライツ・パートナーとの協議により決定します。

#### (6) 命名権以外の特典及び制約

ネーミングライツ・パートナーには、命名権以外に以下の特典を付与します。なお、内容の詳細は、別途協議の上、決定するものとします。

①町が指定する公園施設内の2か所に看板表示ができます。また、町との協議のうえ、新たな看板を設置することができます。

②町広報紙や町ホームページ等における施設の名称は、原則として愛称を使用します（契約期間内に限ります）。なお、興行等による施設利用者から、広告物の遮蔽や命名権による愛称の不使用等の要請があったときは、期間を含めてその要請に応じることが出来るものとし、これに伴う町等からの補償は行いません。

③町総合運動公園内施設（益城町交流情報センターを除く）の使用料を免除します。（ただし、1年間につき4日間に限ります。なお、その際の使用申込は、所定の手続きを必要とします。）

#### (7) 名称変更に伴う費用の負担区分

区分	町	ネーミングライツ・パートナー
敷地内外の看板表示の新設・変更（施設看板や道路標識） ※1		<input type="radio"/> ※2
看板等に表示する愛称のデザインに係る経費（使用希望のデザインが決まっている場合には、提案してください。）		<input type="radio"/> ※2
契約期間終了後の原状回復		<input type="radio"/> ※2
パンフレット、封筒等の町の印刷物や町ホームページの表示変更 ※3	<input type="radio"/>	

※1 敷地内外、道路標識等の表示変更は、町や関係機関と協議の上、変更可能な表示について行います。また、新規看板等の設置については、設置の可否も含めて協議します。

※2 命名権料の他に別途ご負担いただきます。

※3 指定管理者が作成しているパンフレット等については、重版の際の表示変更となります。

#### (8) 応募資格

次の要件を満たす法人であること。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ② 益城町から指名停止措置を受けていないこと。
- ③ 法人の代表者等（非常勤を含む役員及び経営に事実上参加している者）が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条及び第32条に規定する者に該当しないこと。

- ④ 町税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
- ⑤ 会社更生法、民事再生法等に基づく公正又は再生手続を行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全でないこと。

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

(平成3年法律第77号) (抜粋)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力的不法行為等 別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。
- (2) 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- (3) 指定暴力団 事情の規定により指定された暴力団をいう。
- (4) 指定暴力団連合 第4条の規定により指定された暴力団をいう。
- (5) 指定暴力団等 指定暴力団又は指定暴力団連合をいう。
- (6) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- (7) 暴力的 requirement 行為 第9条の規定に違反する行為をいう。
- (8) 准暴力的 requirement 行為 一の指定暴力団等の暴力団員以外の者が当該指定暴力団等又はその第9条に規定する系列上位指定暴力団等の威力を示して同条各号に掲げる行為をするのをいう。

第32条 国及び地方公共団体は、次に掲げる者をその行う売買等の契約に係る入札に参加させないようにするための措置を講ずるものとする。

- (1) 指定暴力団員
- (2) 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- (3) 法人その他の団体であって、指定暴力団員がその役員となっているもの
- (4) 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者（前号に該当するものを除く。）

#### 4 申込手続き

##### (1) 提出書類

申込にあたっては、以下の書類を町に提出していただきます。

- ① 益城町総合運動公園 ネーミングライツ・パートナー申込書【様式1】、委任状
- ② 益城町総合運動公園 ネーミングライツ・パートナー申込に係る誓約書【様式2】
- ③ 暴力団排除に関する誓約書【様式3】

なお、選定の段階において、町が必要と認める場合は、以下の追加資料の提出を求めることができます。

- ① 定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類

- ② 会社概要、申込日の属する事業年度の前3事業年度における貸借対照表、収支決算書その他法人の財務状況を明らかにする書類及び事業報告書その他法人の業務の内容を明らかにする書類
- ③ 登記事項証明書（商業登記簿謄本）
- ④ 納税証明書
  - イ 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
  - ロ 益城町の町税（同町税が課税されていない者で町外に主たる事務所又は事業所を有する者にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地の市町村税）について未納がないことの証明書
- ⑤ 地域貢献や健康・スポーツ等に対する支援の実績及び今後の計画（任意様式）
- ⑥ その他、町が必要と認める資料

#### （2）質問の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- ① 受付期間 令和8年1月5日～令和8年1月30日
- ② 受付方法 質問票【様式4】に記入の上、FAX又は電子メールにより、「9 問い合わせ先」まで提出してください。
- ③ 回答方法 町の担当者から、電話、FAX、電子メールにより、質問者様に直接回答します。（企業名等を除き、質問の概要を町のホームページにおいて公表する場合があります。）

#### （3）申込期間

令和8年1月5日～令和8年1月30日

（「9 問い合わせ先」に事前に連絡をお願いします。）

※窓口にて直接提出いただくか、郵送（1月30日必着）での提出をお願いします。

#### （4）提出先

益城町生涯学習課スポーツ振興係

〒861-2295 熊本県上益城郡益城町宮園702

#### （5）その他

- ① 申込に要する経費等はすべて応募者の負担とします。
- ② 提出された書類はお返しできません。
- ③ 提出された書類は、情報公開の請求により開示することができます。
- ④ 広告代理店を通じての申込も可能です。ただし、この場合、町から広告代理店に手数料を支払うものではありません。

### 5 選定方法

- （1）選定委員会において、各委員が次の選定基準に沿って審査し、評点の合計が最も高い応募者を、選定委員会の優先交渉候補者の選定意見とし、最終的に町において優先交渉権者を選定します。

なお、応募が一者のみであった場合も、選定委員会において町のネーミングライツ・パートナーとしてふさわしいかどうか審査します。

## ○選定基準と配点

選定項目	審査項目	選定基準	配点
応募者について	ネーミングライツ・パートナーとしてふさわしいか	経営の安定性	20
		事業内容	
		地域活動への理解・貢献	
		将来性	
愛称について	町民に受け入れられるか	町民への知名度	20
		町民の親しみやすさ	
契約条件について	町民に受け入れられるか 浸透しやすいか	親しみやすさ	30
		呼びやすさ	
合 計	町の希望との比較	命名権料	30
		契約期間	
合 計			100

## 6 ネーミングライツ・パートナーの決定、公表

- (1) 町は、優先交渉権者との協議を経て、ネーミングライツ・パートナーを決定し、ネーミングライツ・パートナー、施設の愛称、命名権料等を公表します。
- (2) 選定結果については、すべての応募者に文書で通知します。

## 7 留意事項

- (1) ネーミングライツ・パートナーの決定後に、ネーミングライツ・パートナーが「3（8）応募資格」に掲げる要件を欠くこととなったとき、又は社会的信用を著しく損なうなどネーミングライツ・パートナーとしてふさわしくないと認められるときは、ネーミングライツ・パートナーの決定の取消し又は契約の解除をすることができるものとします。
- (2) その他、町長が必要と認めるときは募集を中止することができます。

## 8 添付資料・様式

- (1) 益城町総合運動公園 ネーミングライツ・パートナー申込書【様式1】、委任状例
- (2) 益城町総合運動公園 ネーミングライツ・パートナー申込に係る誓約書【様式2】
- (3) 暴力団排除に関する誓約書【様式3】
- (4) 益城町総合運動公園 ネーミングライツ・パートナー申込に関する質問票【様式4】

## 9 問い合わせ先

【施設に関する問い合わせ先】 益城町生涯学習課スポーツ振興係

電話 096-287-4330 FAX 096-286-4523

電子メール sports@town.mashiki.lg.jp

【ネーミングライツ全般に関する問い合わせ先】 益城町企画財政課行政改革係

電話 096-286-3223 FAX 096-286-4523

電子メール gyokaku@town.mashiki.lg.jp